

## 「日本三霊山展（仮）」開催事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「日本三霊山展（仮）」開催事業業務委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

「日本三霊山展（仮）」開催事業業務

#### (2) 契約期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）まで

#### (3) 業務内容

別紙「日本三霊山展（仮）」開催事業業務委託仕様書のとおり

#### (4) 委託予定金額

**1,746,000 円以内**（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記予定額は、契約時の予定額を示すものではありません。なお、経費の見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

### 3 参加資格

(1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること

(2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと

(3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと

(4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

(9) 富山県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

#### 4 参加手続き

##### (1) プロポーザルへの参加申込み方法と提出期限

プロポーザルへの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書（様式第1号）を令和5年5月30日（火）17時までに一般財団法人富山会館担当者（以下、全て「10 提出・問い合わせ先」に同じ）に提出してください。

##### (2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式任意）を令和5年5月30日（火）17時までに提出してください。

なお、質問に対する回答は随時、全ての参加者に電子メールにてご案内します。

##### (3) 受け付けない質問項目

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

##### (4) 到達確認

(1)、(2)、いずれも必ず電話にて到達の確認をしてください。

#### 5 企画提案書等の作成・提出

本プロポーザルの申込をされた事業者は、電子メールにより、次の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

① 「日本三霊山展（仮）」開催事業業務企画提案書

ア 企画・提案コンセプト（方向性、ターゲット層など）

イ 表現・デザイン・レイアウトの特徴など

ウ ターゲットのニーズを把握し、今後の情報発信や事業実施へ活かしていく方法

エ その他提案内容を補足する資料（自由企画提案など）

② 実施スケジュール

③ 会社概要、組織体制及び類似業務の実績が分かるもの

※類似業務とは、PRイベント等の開催に係る業務を指します。

④ 概算見積書

※①～④の様式については任意とします。

(2) 提出期限

令和5年6月1日（木）17時【必着】

※企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所

「10 提出・問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

電子メール

(5) 注意事項

① 企画提案提出者1社につき1提案とし、提案企画に係る費用の総額は委託予算額を超えないものとします。

② 見積書の宛先は、「一般財団法人 富山会館」としてください。

③ 参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください（任意様式）。

6 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

書面審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

別紙「企画提案書の評価基準」

(3) 審査結果

後日、書面（電子メールへの添付）をもって通知するとともに、日本橋とやま館ホームページにおいて契約候補者等の名称を公表します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

(4) その他

① 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担となります。

② 提出された書類は返却いたしません。

7 委託契約の締結について

- (1) 選定された業者との間で、業務委託仕様書に記した業務を一括して委託するための委託契約を締結します。
- (2) 委託料及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。
- (3) イベント運営等に関する重要な事項については、その都度、日本橋とやま館の指示に従い、業務を遂行するものとします。

8 その他

- (1) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、日本橋とやま館に属するものとします。
- (2) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (3) 必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。

9 全体スケジュール

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) プロポーザル参加申込、質問締切 | 令和5年5月30日(火) 17時 |
| (2) プロポーザル企画提案書提出締切 | 令和5年6月1日(木) 17時  |
| (3) 審査結果通知、契約締結     | 令和5年6月5日(月) 以降   |

10 提出・問い合わせ先

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-11-2 二葉ビル2階

※受付時間は、10時30分から17時まで

一般財団法人富山会館 担当：小蔵

TEL：03-6262-2723 (直通)

FAX：03-6262-2724

メール：[r-kokura@toyamakan.or.jp](mailto:r-kokura@toyamakan.or.jp)